

別紙

委託業務内容書

1 搬出先

湖北広域行政事務センター（以下「甲」という。）が指定する次の搬出先とする。

大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「整備センター」という。）
尼崎基地（尼崎市平左衛門町 70 番地）

（１）受入時間 原則として、平日の午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで

（２）休業日 ①年末年始（原則、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）

②その他、整備センターが指定する日

2 運搬対象物 エコパーク湖北熱回収施設から排出される焼却灰及びばいじん処理物
（以下 「焼却灰等」という。）とする。

3 排出量 委託業務期間中に、エコパーク湖北熱回収施設から排出する焼却灰等
の量

予定排出量

令和 1 0 年度	焼却灰	1, 9 7 3 t
	ばいじん処理物	1, 2 1 2 t
	合計	3, 1 8 5 t

令和 1 1 年度	焼却灰	1, 9 4 2 t
	ばいじん処理物	1, 1 9 2 t
	合計	3, 1 3 4 t

令和 1 2 年度	焼却灰	1, 9 1 1 t
	ばいじん処理物	1, 1 7 4 t
	合計	3, 0 8 5 t

※排出量はあくまで予定量であるため、変動はあるものとする。

4 契約方法

整備センターへの搬入量 1 t あたりの単価契約とする。

（本業務の実施にあたって必要な従事者、運搬車両及び必要な資機材
にかかる一切の経費が含まれるものとする。）

なお、運搬業務開始までに業務の受託者（以下「乙」という。）が運
搬ルート及び整備センター尼崎基地等の事前確認に要する費用はセ
ンターは一切負担しないものとする。

5 支払い方法 支払い方法は月払いとし、月末に締め切り、整備センターの計量器で計量した搬入物の重量に契約単価を乗じて得た金額を請求し、甲が請求を受理した 30 日以内に支払うこととする。

6 排出車両および運搬方法

乙所有のダンプトラックにて焼却灰等を出来る限り単一種類で、積み込みをして運搬すること。運搬車両には予めセンターに登録された車両を使用し、それ以外の車両の使用は認めないものとする。

7 業務日および休業日

- (1) 業務日 ①月曜日から金曜日
②その他甲が特に定める祝休日
- (2) 休業日 ①年末年始（原則、12月31日から1月3日まで）

8 資格要件

乙の定める人員には、次に掲げる資格等の有資格者を配置すること。

- (1) 大型自動車免許保有者及びその他乙が用意する運搬車両の運転に必要な自動車免許保有者。

9 運搬車両

運搬車両は、次のとおりとし、あらかじめ甲に届出のうえ、甲の承認を受けること。

- (1) 金属製天蓋付きダンプ車（最大積載量11t以下）とし、尼崎基地の受入に適合する車両であること。（コンテナ車、トレーラー不可）
- (2) ダンプできる車両（観音開き・片開き不可）で搬入すること。
- (3) 車両の台数は指定しないが、準備する運搬車両の最大積載量の合計が18t以上になること。

参考：最大積載量9tダンプ車×2台等

- (4) 車両サイズ 全長9.3m以内×幅2.5m以内×車高3.5m以内
- (5) 荷台サイズ 長さ3.0m以上×幅2.0m以上×高さ0.9m以上
- (6) 焼却灰等の飛散や汚水等の流出しない構造の車両であること。
- (7) 貨物自動車運送事業に用いられる車両であること。
(いわゆる緑ナンバーであること。)
- (8) 使用する車両は使用権が乙にあること。
- (9) 排ガス規制等の各種規制を遵守すること。
- (10) ボディ、キャビン共に、甲が指定する色と同色にすること
(社) 日本塗料工業会（1997年U版）U69-50T（10B5/10）
- (11) 荷台に下記のとおり、文字を記入すること。

角ゴシック体 ・湖北広域行政事務センター受託 11cm角

- ・受託者名 15 cm (全て白抜文字)
(両側面ともに左から右へ記入する)

10 業務内容

- (1) 焼却灰等を乙の運搬車両に甲が排出設備等を操作し積み込みを行う。その際、駐車位置等、乙は甲の指示に従うものとする。
- (2) 積み込んだ焼却灰等は、甲所有の計量器で事前計量し、甲が指定する場所まで運搬すること。この際、焼却灰とばいじん処理物とを混載しなければならない場合には、それぞれの数量が分かるように各々積み込みの都度計量すること。また、整備センターの尼崎基地にて再度計量し、計量証明書を受け取るとともに、当該証明書を速やかに甲に提出すること。
なお、業務日に運搬する対象物および運搬台数については、甲の当該年度熱回収施設運転計画に基づき、乙に指示するものとする。
- (3) 積み込む焼却灰等の重量は、最大積載量以下とし、過積載にならないよう十分注意すること。
- (4) 積み込み時以外にエコパーク湖北内駐車は認めない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

11 業務管理

委託業務従事者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 委託業務従事者は、運搬車両1台につき運転手1名とする。
- (2) 乙は、運搬車両写真（正面、背面、両側面及び荷台等）、運搬車両車検証（写）、自賠責保険証（写）、委託業務従事者、緊急連絡先等をあらかじめ甲に届け出ること。また変更がある場合は変更後、10日以内に届け出ること。
- (3) 乙は、委託業務の適正な遂行のために、自動車運行記録簿および月報（別添様式に基づく）を作成し、それぞれ甲の指定する日までに甲に報告しなければならない。
- (4) 乙は、委託業務の適正な遂行を図るため甲の担当職員との連携を密にするとともに、職場秩序の保持に最善をつくすものとする。

12 安全管理

乙は、委託業務の遂行にあたっては、次の各号に定めるところにより安全管理に努めなければならない。

- (1) 乙は、労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。また、車両運行の際は、整備センター及び甲が指定した運搬経路を走行するとともに、道路交通法等関係法令を遵守し、常に安全運転を心がけなければならない。
- (2) 乙は、委託業務従事者に関係法令に基づき、常に安全教育に努めなければならない。
- (3) 乙は、業務遂行にあたり、必要な保安対策を行うとともに、適切な業務方法の選択ならびに保護具類の選定、使用装着させるなど業務従事者への周知徹底を行わなければならない。

- (4) 乙は、業務遂行にあたり、安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに応急措置を講じるとともに、甲に連絡し、その指示に従わなければならない。また、不慮の緊急事態に迅速に対応できるよう常に緊急連絡体制を確立しておかなければならない。

13 事故発生時の措置

乙は、委託業務遂行にあたって事故が発生した場合は、応急措置を行うとともに直ちに甲に報告しなければならない。この場合において乙は、事故発生後速やかに事故発生の原因、被害状況、事故処理経過等について所定の報告書により甲に提出しなければならない。

14 労務管理

- (1) 乙は、本契約の期間を通じて甲に提出した従業員名簿に記載された者については、対象となる社会保険（健康保険等）に加入し、所定の保険料を納付するものとする。
- (2) 乙は、車輛運転業務に従事するものに対して、業務従事前免許停止、取消等の処分の有無及びアルコール検知器を使用し、酒気を帯びていないことを確認しなければならない。

15 労働安全衛生

乙は、本契約の期間を通じて甲に提出した従業員名簿に記載された者について、労働安全衛生法及び規則に定める健康診断を受診させるものとする。

16 報告および提出

- (1) 上記2項に定める労務管理及び労働安全衛生に関し、乙は甲から請求のあった場合、その遵守状況等について直ちに報告すること。また、加入状況を確認できる資料の提出を求められた場合は、直ちに応じるものとする。
- (2) 運搬中か否かを問わず、大規模な災害等が発生した場合は、避難をはじめとした安全確保を最優先にしなければならない。震度5強以上の地震等、突発的な災害が発生した場合には、業務従事者の安否や車輛の被災状況を甲へ報告すること。なお、安全等が確認出来たのち運搬経路の被災状況を可能な限り把握し、甲へ報告すること。

17 混載禁止

乙は、本業務の実施にあたっては、他の業務と区別を明確にし、本業務以外の運搬物を混載してはならない。

18 積替え禁止

積込まれた焼却灰等は、搬入先まで他の車両に積替えをしてはならない。ただし、積込んだ車両に故障など緊急の事態が発生し、搬入先まで運搬できない場合については、別途協議し、甲の指示に従うこと。

19 法の遵守

乙は、業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第

137号)及びその他関係法令を遵守するものとする。

20 損害

委託業務の遂行に関し乙の責に帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙においてすべて解決するものとする。

21 協議事項

本契約及び仕様書に記載する業務について、疑義が生じた場合や令和6年9月30日付環循適発第2409302号「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」については、必要に応じて協議を行うものとする。

なお、協議の結果、変更契約が必要と客観的に認められる場合は、センター議会にて関連予算の承認を得たのちに変更契約の締結を行うものとする。このため、協議開始から契約変更までには、一定期間を要することを留意すること。

22 その他

この仕様に疑義があるときまたは定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。